

4 m未満の道に接する敷地において建築等を計画される方へ

幸田町狭あい道路に係る後退用地等の確保に関する 要綱の施行について

◎背景

幸田町における狭あい道路^{※1}に関し、後退用地等^{※2}の確保及び適正な管理について必要な事項を定めることにより、狭あい道路の整備を促進し、もって交通の改善及び円滑化を図り、町民の安全かつ良好な生活環境の実現に寄与することを目的とした要綱を策定しました。

※1：幅員4 m未満の道路

※2：建築基準法第4条第2項の規定により発生する道路後退用地および交差点部のすみ切り用地

◎内容

狭あい道路に接する敷地において建築等を計画する際には、様式に基づき事前に町と協議してください。

・具体計画前の事前調査の段階においても建築基準法上の取り扱いについて判断が難しい案件については、様式に準じて資料提供の依頼をする場合があります

いただいた協議に対しては建築基準法上の取り扱いや寄附採納の可否等の回答をさせていただきます。

協議申請のイメージ

【相談者】 月曜日から金曜日の間に協議申請書（様式第1号）を1部提出

↓

【幸田町】 翌週の道路判定会（行政内部：建築、道路部局等参加）にて回答作成

↓

【幸田町⇒相談者】 協議済書（様式第2号）により回答

※協議申請から回答までは最低でも2週間程度を要します

協議に関する問合せ：幸田町建設部都市計画課 計画整備グループ
0564-62-1111（内線221）

◎補助金

後退用地等を寄附いただける場合には、補助金等を交付します。協議済書交付後に寄附申込書（様式3号）や交付申請書（様式4号）をご提出いただくことになります。

・協議申請時点で寄附希望について記載する欄がありますので、希望の場合は事前に道路管理者にご相談ください

寄附・補助金等に関する問合せ：幸田町建設部土木課 管理用地グループ
0564-62-1111（内線232）